

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月21日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県刈谷市小垣江町北高根115

氏 名 小林クリエイト株式会社

代表取締役 小林 友也

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0566-26-5310

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	小林クリエイト株式会社 本社工場
事業場の所在地	愛知県刈谷市小垣江町北高根115
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	15 印刷・同関連業
②事業の規模	製造品出荷額：131億4700万円
③従業員数	1,379名 (パート・アルバイト含む)

④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・紙くず：再生紙の原料として製紙会社に売却。 固形燃料にして製紙会社に売却。 ・汚泥：溶解炉で焼却し、残った残渣は埋め立て。 ・廃プラ：固形燃料にして製紙会社に売却。 ・廃酸：溶解炉で焼却し、残った残渣は埋め立て。 中和処理し、液体は冷却水として利用。 残渣はセメント原料として売却。 ・廃アルカリ（廃液）：溶解炉で焼却し、残った残渣はセメント原料として利用。 中和処理し、液体は冷却水として利用。 残渣はセメント原料として利用。 ・ガラス類：分別後、再生できるものは原料として売却、再生できないものは埋め立て。 ・廃アルカリ（インキ・糊）：焼却後に残った残渣は埋め立て。 ・木くず：粉末しボイラーの燃料として利用。
-----------------	---

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
<p>(管理体制図)</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; margin: 5px auto; padding: 2px;">環境統括管理責任者</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; margin: 5px auto; padding: 2px;">環境管理責任者</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; margin: 5px auto; padding: 2px;">環境推進委員</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; margin: 5px auto; padding: 2px;"> 総務部 総務課 (産業廃棄物管理担当部署) </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">産業廃棄物管理責任者</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; margin: 5px auto; padding: 2px;">廃棄物発生部署</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">分別基準に沿った分別を実施</div> </div>		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t t
	(これまでに実施した取組) 資料① 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ①現状 参照	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t t

	(今後実施する予定の取組) 資料① 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ②計画 参照
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 弊社で規定している廃棄物分別一覧表の見直しを行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物分別一覧表に沿って分別ができているか監視する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t

	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t

	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
資料② 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 ①現状 参照			

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
資料② 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 ②計画 参照			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

資料① 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【2023年度実績】								
①現状	産業廃棄物の種類	紙くず	汚泥	廃プラスチック類	廃アルカリ(廃液)	廃油(インキ・のり)	ガラス(蛍光管)	ガラス電気製品陶磁器くず	木くず	引火性廃油
		排出量 (t)	690.342	128.81	17.45	24.92	8.72	0.19	95.07	29.08
	(これまでに実施した取組) ・木くず(木パレット)は、製紙会社名が記載されたパレットは、株式会社製紙パレット機構に回収依頼を行うことで、地域環境保全に貢献している。(2024年2月より開始) ・弊社規定の廃棄物分別一覧表の見直しをし、分別の徹底を図っている。									

		【目標】								
②計画	産業廃棄物の種類	紙くず	汚泥	廃プラスチック類	廃アルカリ(廃液)	廃油(インキ・のり)	ガラス(蛍光管)	ガラス電気製品陶磁器くず	木くず	引火性廃油
		排出量 (t)	690	128	17	24	8	0.1	95	20
	(今後実施する予定の取組) ・弊社規定の廃棄物分別一覧表に沿って、分別が徹底されているかどうか監視する。									

資料② 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【2023年度】									
①現状	産業廃棄物の種類	紙くず	汚泥	廃プラスチック類	廃アルカリ(廃液)	廃油(インキ・のり)	ガラス(蛍光管)	ガラス電気製品陶磁器くず	木くず	引火性廃油	
		全処理委託量 (t)	690.342	128.81	17.45	24.92	8.72	0.19	95.07	29.08	2.40
		優良認定処理業者への処理委託量	291.7	0	0	0	8.72	0	95.07	0	2.40
		再生利用業者への処理委託量	398.642	128.81	3.45	0	0	0.19	21.02	29.08	0
		認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	24.92	0	0	0	0	0
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(これまでに実施した取組) ・再生利用業者へ処理委託をしている。									

資料② 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	紙くず	汚泥	廃プラスチック類	廃アルカリ(廃液)	廃油(インキ・のり)	ガラス(蛍光管)	ガラス電気製品陶磁器くず	木くず	引火性廃油
	全処理委託量 (t)	690	128	17	24	8	0.1	95	20	2
	優良認定処理業者への処理委託量	291	0	0	0	8	0	95	0	2
	再生利用者への処理委託量	398	128	3	0	0	0.1	21	20	0
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	24	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者への切り替えを検討する。 ・現在の委託先処理業者に対して、環境に配慮した処理ができているのか確認する。									